



特別支援学級の教育課程について

自閉症・情緒特別支援学級は管内全ての学校、知的障害特別支援学級は管内のほとんどの学校に設置されており、それぞれ、障害の状態等に応じて、特別の教育課程を編成して、学習活動が行われています。

第12号で知的障害のある児童生徒の学びについてお示ししましたが、今号では、知的障害学級と自閉症・情緒学級の教育課程の違いについてお伝えします。来年度に向けて、自校の教育課程検討の参考にしてください。

最大の違いは、「各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、遊びの指導）ができるかできないか」です。

各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）



知的学級

＜知的障害特別支援学級で合わせた指導を行う場合＞

※合わせた指導は「各教科等を合わせた指導」の略

★児童生徒の実態から、合わせた指導を行うか検討

当該学年の各教科で編成（通常の学級の教育課程）
+自立活動

困 ↓ 難

一部又は全部を下学年の各教科で編成（通常の学級の教育課程）+自立活動

困 ↓ 難

一部又は全部を知的障害特別支援学校的各教科に代替して編成（通常の学級・知的障害特別支援学校的教育課程）+自立活動

↓

合わせた指導を行うかどうかを検討

【特別支援教育指導資料令和7年度版 P.18】



自閉症・情緒学級

※子供の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に変えるなどして、実態に応じた教育課程を編成し指導する。

【特別支援教育指導資料令和7年度版 P.61】

在籍する児童生徒の個々の状態に応じた教育ができるようになっていますが、「合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）」は原則、自閉症・情緒学級の教育課程ではありません。



知的学級だから、必ず「合わせた指導」を行うということではないことが分かります。児童生徒の実態から検討することが必要です。

各教科等を合わせた指導について

知的障害特別支援学級における指導形態の一つである「各教科等を合わせた指導」には、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習があります。知的障害教育において、「各教科等を合わせた指導」が行われているのは、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、指導の効果を高められる指導方法だからです。

前ページの合わせた指導を行う法的根拠になります。（下線部）
「各教科等を合わせた指導」の等は、波線部になります。

【学校教育法施行規則 第130条の2】

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行なうことができる。

この各教科は、知的障害特別支援学校学習指導要領にある各教科です。小・中学校学習指導要領の各教科とは異なる教科があります。



「各教科等を合わせた指導」は、指導形態の一つです。固有の目標や内容はありません。取り扱う各教科等を明確にすることで、育成を目指す資質・能力を明らかにし、観点別の学習の状況評価を適切に行なう必要があります。



【特別支援学校学習指導要領 第2章各教科第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い】

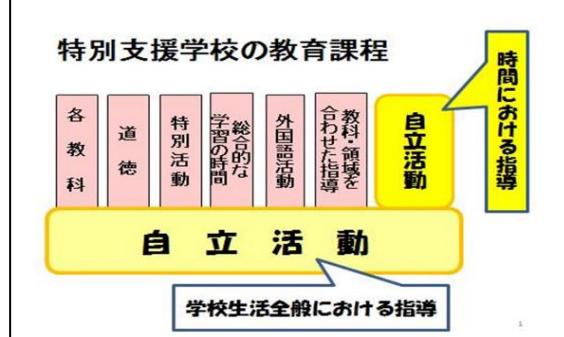
2 個々の児童の実態に即して、教科別に指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

※上記は小学部の規定。中・高も同様の趣旨の規定あり

自立活動について

特別支援学級は、特別の教育課程を編成することができます（学校教育法施行規則第138条）、自立活動を取り入れること（小学校学習指導要領総則 特別支援学級における特別の教育課程）となっています。特別支援学校の自立活動の教育課程での位置づけは、右図になります。特別支援学級においても、自立活動の時間における指導だけではなく、各教科等のあらゆる機会を通じて指導することが必要です。

自閉症・情緒学級は、小学校、又は中学校の目的及び目標を達成していく学級で、各教科を学ぶ際は、小・中学校の学習指導要領（通常の学級の各教科の目標・内容）をもとに計画し、そこに自立活動の視点からの一人一人に合わせた支援を加えて、学習を進めることになります。



自閉症・情緒学級は、通常の学級と同じ学び（学習内容）をすることが前提です。そこに個々の自立活動の視点での支援が加わります。個別の指導計画の目指す姿（目標）に向けて、全教育活動で自立活動の支援が必要です。

